

ドゥーラシッター養成講座 受講約款

本受講約款(以下「本約款」といいます)は、ドゥーラシッターふくおか(以下「甲」といいます)が実施する養成講座(以下「本講座」といいます)に適用されます。本約款は、受講生の皆さまを制限するためのものではなく、安心して受講いただき、トラブルを防ぐための取り決めです。本講座を受講する者(以下「乙」といいます)は、本約款および「プライバシーポリシー」に同意のうえで申込みを行うものいたします。

第1条(契約の成立)

乙が申込フォームに必要事項を入力し、規定のチェック欄に同意のうえ送信した時点で受講契約が成立するものとします。

第2条(受講料・支払方法)

- 受講料は以下のとおりとします。
 - 1ヶ月受講:60,000円(税込)
 - 2ヶ月受講:120,000円(税込)
 - 3ヶ月受講:200,000円(税込)
 - 4ヶ月受講:250,000円(税込)
 - 支払方法は一括払いまたは甲が承認する分割払いといたします。
 - 分割払いの場合、途中解約時は未払い残額を一括してお支払いいただきます。
-

第3条(解約・返金)

- 契約成立から8日以内であれば、無料でキャンセルすることができます。
※ZOOMに参加なさってる場合は一回につき11,000円頂きます。テキスト料金、インスタデサイン料金は返金の対象になりません。
- 受講開始後1ヶ月以内の解約は120,000円、2ヶ月以内の解約は100,000円返金いたします。
- 3ヶ月以降に解約された場合も、返金は一切いたしません。

4. 災害、通信障害、講師の体調不良等により講座が実施困難となった場合は、日程変更・振替等の代替措置を講じます。

第4条(修了認定)

乙が以下の条件を満たした場合、修了と認定いたします。

- 甲が定める同行サポートを実施すること
- 甲が定める課題および講師による面談に合格すること

※修了に必要な補講が生じた場合、別途定める費用を乙にご負担いただきます。

第5条(仕事紹介と責任)

1. 修了後、甲は希望者に対し、ドゥーラシッター宛にきた案件をご紹介する場合があります。
2. 案件紹介は保証するものではなく、条件(時間・場所・時給等)が合致した場合に限ります。
3. 紹介案件を受託した乙は、最後まで責任をもって遂行しなければなりません。
4. ご紹介する場合は、交通費を差し引いたサポート金額の10%を手数料としてお支払いいただきます。
5. 正当な理由なく遂行を放棄した場合、乙は違約金として30,000円を甲にお支払いいただきます。
6. 乙が同行サポートを途中で解約した場合、**1件につき20,000円**を違約金として甲にお支払いいただきます。

第6条(著作権・禁止事項)

本講座の教材(Zoom録画、資料、デザイン、テキスト等)の著作権は甲に帰属します。

乙は以下の行為を禁止されます。

- 教材の複製、販売、SNS等への転載
- 講座内容の録画、録音、スクリーンショット
- 許可なく、講座終了後も「ドゥーラシッター」の名称やロゴが入ったSNSデザイン、制服アイコンを使用する

こと

- 途中解約された場合、「ドゥーラシッター」の名称やロゴが入ったデザイン、ミニキャラの使用は不可とし、ドゥーラシッターアカウントは削除していただきます。

第7条(受講態度)

乙が講師や他の受講生に迷惑をかける行為を行った場合、甲は受講を停止または解約することができます。その場合、受講料は一切返金いたしません。

第8条(免責事項)

甲は、乙が本講座を通じて収入や成果を得ることを保証いたしません。
講座に関連して生じた損害について、甲の責任は受講料の総額を上限といたします。

第9条(個人情報)

乙の個人情報は、受講管理、修了証発行、業務連絡等の目的で利用し、甲のプライバシーポリシーに従い適切に管理いたします。

第10条(個別相談)

乙が希望する場合、個別の電話相談・Zoom相談を実施することがあります。
その際の費用は**1回5,500円(税込)**といたします。

第11条(裁判管轄)

本契約に関して紛争が生じた場合、福岡地方裁判所または福岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。